

## 1. 目的と位置付け

草加市建築物耐震改修促進計画に定めた耐震化の目標の達成に向け、対象となる住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、草加市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

アクションプログラムは、草加市建築物耐震改修促進計画「第3章 建築物の耐震化を促進するための施策」に基づき策定する。

### 【草加市建築物耐震改修促進計画の目標】

戸建て住宅の耐震化率(旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事着手した建築物)のうち、耐震性を満たす住戸数/全住戸数)  
現状: **79.5%**(令和2年度末) 目標: **95.0%**(令和7年度末)

## 2. アクションプログラムの対象となる建築物

草加市内の建築物で、次の全てを満たすもの

- 建築時期:平成12年5月31日以前に建築確認を受けて工事着手した建築物
- 構造規模:木造・2階建て以下
- 建物用途:戸建ての住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅、長屋住宅を含む。)

## 3. 計画取組期間

草加市建築物耐震改修促進計画の期間に合わせて令和7年度までとし、その後は、草加市建築物耐震改修促進計画に合わせる。  
なお、取組内容・目標・実績については、毎年度更新する。

## 4. 令和6年度の実施内容(計画)

### 【財政的支援】

- 対象となる建築物の耐震診断、耐震改修費用の一部を補助する。
- 屋根の軽量化、耐震シェルター設置、寝室等の補強の費用の一部を補助する。

### 【普及啓発等】

- 所有者等に対して直接的に耐震化を促す取組
  - 対象となる建築物のうち、約6,400件にダイレクトメール(以下「DM」という。)を送付する。
  - 簡易耐震診断結果の報告時に耐震診断、耐震改修費用の補助制度等の案内及びパンフレットを配布する。
- 耐震診断実施を支援した住宅に対して診断改修等を促す取組
  - 耐震診断結果の報告時に耐震改修等の案内をする。
  - 耐震診断実施後、一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅に対するDM等による改修の促進を図る。
- 耐震事業者等の技術向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる仕組み
  - 木造住宅の耐震診断と補強に係る講習会を周知する。
  - パンフレットに耐震診断士、耐震改修業者の案内を掲載する。
- 耐震化の必要性に係る普及・啓発
  - 「広報そうか」及び「市ホームページ」により周知する。
  - 市役所ギャラリースペースで耐震化相談会や展示等を実施し、補助制度等の案内や耐震啓発パンフレット等を作成し配布する。
  - 市役所出前講座を実施する(希望制)。

## 5. 目標と実績

### 【令和6年度目標】

- 木造住宅耐震診断補助件数:10件
- 木造住宅耐震改修補助件数:5件
- 木造住宅簡易耐震改修補助件数:4件

### 【前年度(令和5年度)までの実績】

耐震診断:165件 耐震改修:119件

令和5年度	耐震診断:2件	耐震改修:1件
令和4年度	耐震診断:2件	耐震改修:1件
令和3年度	耐震診断:4件	耐震改修:3件
令和2年度	耐震診断:6件	耐震改修:8件
令和元年度	耐震診断:1件	耐震改修:3件

※耐震改修は簡易耐震改修を含む

## 6. 取組実績の公表

本アクションプログラムに基づく取組、耐震診断及び耐震改修等の補助制度に係る実績は、毎年度、市ホームページ等により公表する。